

滋病防第74号
令和2年(2020年)9月15日

各関係機関の長様
病害虫防除推進員様

滋賀県病害虫防除所長

病害虫発生予察注意報第4号の送付について

このことについて、下記のとおり発表したので送付します。

ハスモンヨトウによる被害多発のおそれ

令和2年度病害虫発生予察注意報第4号

令和2年(2020年)9月15日
滋賀県

病害虫名：ハスモンヨトウ

1. 発生地域：県内全域
2. 対象作物：ダイズ、野菜、花き
3. 発生時期：9月中旬以降
4. 発生程度：多
5. 注意報発表の根拠
 - (1) フェロモントラップでの誘殺数は、7月第1半旬に急増して以降、平年より多い状態が続いている(図1)。9月第2半旬にも誘殺数が急増し、同時期までの累積誘殺数は600頭(平年205頭)と、過去10年間で最も多い。
 - (2) 8月17~19日にかけて県内全域のダイズほ場で調査を行ったところ、発生ほ場率が48.1%と、平年(30.4%)と比較して、やや高かった。9月以降、ダイズほ場において被害葉(写真1と2)が増加傾向にあり、サトイモ等の野菜でも幼虫による加害が多数確認されている(写真3)。
 - (3) 大阪管区気象台の発表では、向こう1か月の気温は高いと予想されており、今後も発生に好適な状況が続くため、被害の増加が懸念される。
6. 防除対策
 - (1) 早期発見に努め、若齢幼虫が葉裏に群せいしているうちに捕殺する。
 - (2) 幼虫が中齢~老齢になると薬剤の効果が低下するので、若齢期に薬剤を散布する。
 - (3) 成虫は次々に飛来して産卵するので、薬剤散布後も発生状況に十分注意する。

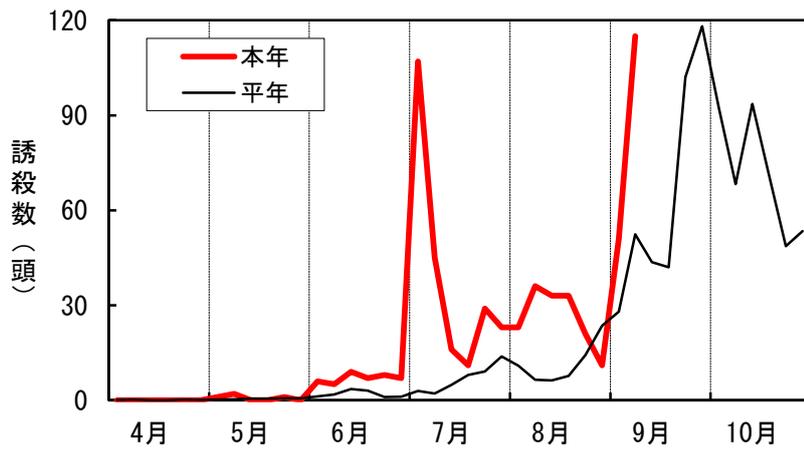


図1 フェロモントラップでの誘殺数の推移
(於：近江八幡市安土町大中)



写真1 ダイズ白変葉 (若齢幼虫による食害)



写真2 葉裏に群がるハスモンヨトウ若齢幼虫



写真3 キャベツを加害するハスモンヨトウ老齢幼虫

お問い合わせ先：滋賀県病害虫防除所
 TEL:0748-46-4926 FAX:0748-46-5559
 Email:GC70@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。下線部を守らないと、農薬取締法違反で罰せられます。

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物劇物を販売している方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。
（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・水産動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。